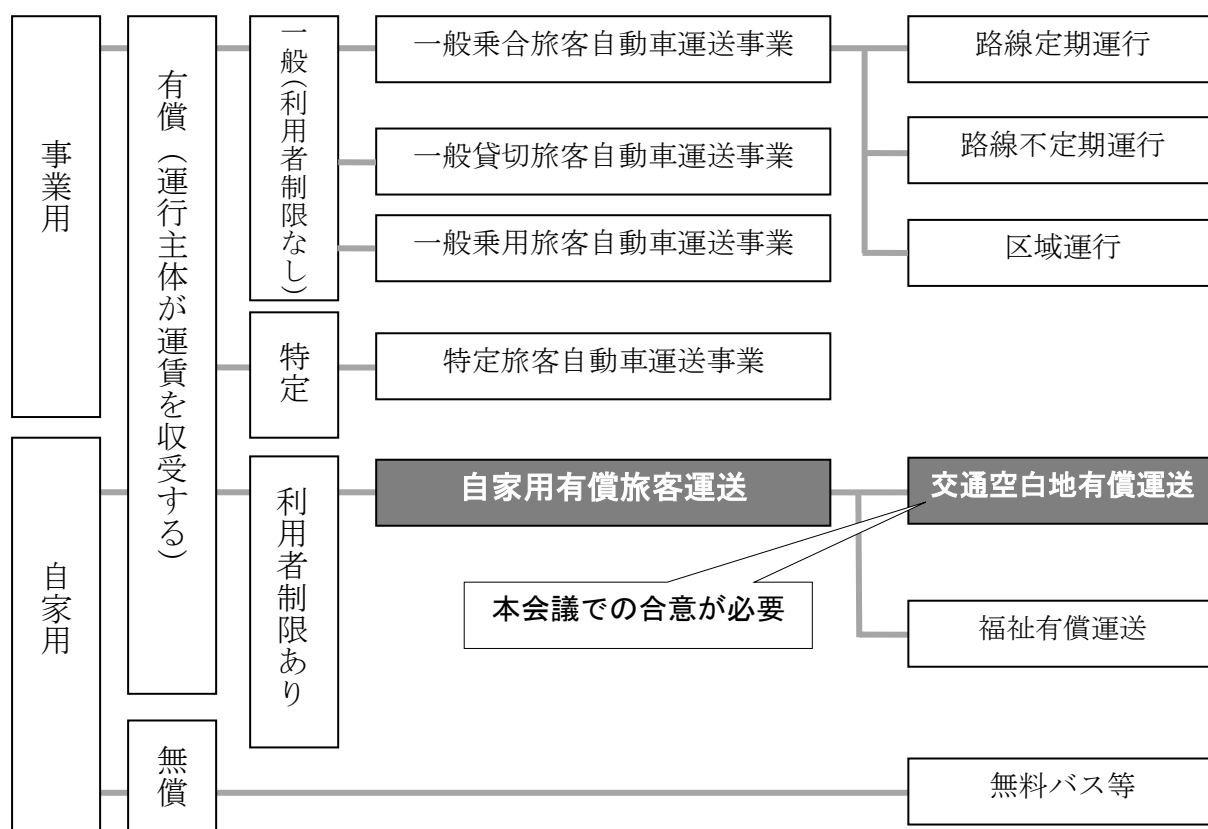


## 自家用有償旅客運送の更新登録について

### 1 自家用有償旅客運送とは

自家用有償旅客運送とは、住民の日常生活における移動手段を確保するため、市町村、NPO等が自家用自動車を使用して有償で運送する仕組み。



### 2 自家用有償運送の許可・登録状況について

| 許可・登録<br>状況 | 許可・登録<br>年月日 | 有効期間       |            | 備 考                           |
|-------------|--------------|------------|------------|-------------------------------|
|             |              | 始          | 終          |                               |
| 新規許可        | H16. 7. 1    | H16. 8. 1  |            | 市営バスの有料化に伴う許可                 |
| 許可          | H16. 11. 24  | H16. 12. 6 |            | ダイヤ改正に伴う許可                    |
| 登録          | H19. 9. 10   | H19. 10. 1 | H20. 9. 30 | 道路運送法改正に伴う届出<br>登録番号「北新市交第6号」 |
| 更新登録        | H20. 9. 18   | H20. 10. 1 | H23. 9. 30 | 有効期間3年                        |
| 更新登録        | H23. 9. 28   | H23. 10. 1 | H26. 9. 30 | 有効期間3年                        |
| 更新登録        | H26. 9. 4    | H26. 10. 1 | H29. 9. 30 | 有効期間3年                        |
| 更新登録        | H29. 9. 21   | H29. 10. 1 | R 2. 9. 30 | 有効期間3年                        |
| 更新登録        | R 2. 8. 18   | R 2. 10. 1 | R 5. 9. 30 | 有効期間3年                        |

### 3 交通空白地有償運送の必要性

モータリゼーションの進展や人口減少等により公共交通の利用者数が減少、それに伴って運賃収入が減少し、民間のバス事業者が運行する路線は次々に縮小・廃止されていきました。そして、バス等の公共交通がない地域が多くなり、その地域の住民は日常生活に必要な交通手段が確保されていない状況にありました。

平成16年度から市町村運営有償運送（現・交通空白地有償運送）「阿賀野市営バス」を開始したことで、交通空白地域はほぼ無くなり、学生や高齢者などを中心として、生活をする上で必要な移動手段を確保することができています。また、市が運営することで、地域のニーズにあった時刻設定とバス停の設置が可能となり、鉄道・民営路線バスとの接続を考慮した時刻設定を行うことで、民間の公共交通を補完する役割も担っています。

ついては、今後も交通空白地有償運送「阿賀野市営バス」を継続することが必要と考えます。

### 4 運行の態様（路線定期運行、路線不定期運行、区域運行等）

路線定期運行

※ただし、一部の路線や区域においては、区域運行（デマンド運行）の実証運行を実施し、必要に応じて運行の態様の変更を行う。

### 5 運賃及び料金

- |                                           |       |
|-------------------------------------------|-------|
| ・中学生以上（乗車1回につき）                           | 100 円 |
| ・小学生（乗車1回につき）                             | 50 円  |
| ・小学校就学前の幼児                                | 無料    |
| ・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、新潟水俣病の受診証       |       |
| ・医療手帳・保健手帳をお持ちの方                          | 無料    |
| ※身体障害者手帳等をお持ちの方が1人で乗車することが困難な場合、付き添いの方も無料 |       |
| ・阿賀野市運転免許証返納者支援制度資格者証の交付を受けた者             | 無料    |
| ・75歳以上の者                                  | 無料    |

（特記事項）民営路線バスと比較して安価な料金設定ですが、民営路線バスと競合する路線はほとんどなく、事業者との間に不当競争を引き起こすことはありません。

### 6 運送の区域

阿賀野市

## 7 路 線

|    | 路線名     | 起 点         | 主たる経由地 | 終 点    | キロ程<br>(km) |
|----|---------|-------------|--------|--------|-------------|
| 1  | 分田線     | 阿賀野市役所      | 分田     | 安田支所   | 12.7        |
| 2  | 千唐仁線    | 阿賀野市役所      | 千唐仁    | 安田支所   | 19.0        |
| 3  | 江端線     | 阿賀野市役所      | 江端     | 安田支所   | 18.8        |
| 4  | 寺社線     | 阿賀野市役所      | 寺社     | 安田支所   | 18.4        |
| 5  | 大室線     | ウオロク水原店     | 大室     | 新保     | 28.8        |
| 6  | 駒林線     | 阿賀野市役所      | 駒林     | 京和荘    | 27.0        |
| 7  | 駒林線     | 市野山 (ウオロク脇) | 駒林     | 法柳     | 26.3        |
| 8  | 前山線     | ウオロク水原店     | 前山     | 京和荘    | 25.4        |
| 9  | 折居大日線   | 阿賀野市役所      | 折居・大日  | 笹神支所   | 35.6        |
| 10 | 神山線     | 阿賀野市役所      | 神山     | 笹神支所   | 42.4        |
| 11 | 安田地域循環線 | 安田支所        | 草水     | 安田支所   | 42.5        |
| 12 | 五頭温泉郷線  | 笹岡小学校       | 笹神支所   | 阿賀野市役所 | 6.9         |
| 13 | 五頭温泉郷線  | 下須走         | 笹岡小学校  | 笹神支所   | 2.8         |

※キロ程は令和5年10月1日ダイヤ改正を含んだもの。

## 8 使用車両

|    | 路線名           | 仕様・形状 | 定員(人) | 備 考                            |
|----|---------------|-------|-------|--------------------------------|
| 1  | 分田線           | バス    | 74    | 朝夕の学生の利用が多い時間<br>に対応する路線バス仕様車両 |
| 2  | 千唐仁線          | バス    | 35    | 路線バス仕様                         |
| 3  | 江端線           | バス    | 14    |                                |
| 4  | 寺社線           | バス    | 29    |                                |
| 5  | 大室線           | バス    | 14    |                                |
| 6  | 駒林線<br>五頭温泉郷線 | バス    | 25    |                                |
| 7  | 前山線           | バス    | 14    |                                |
| 8  | 折居大日線         | バス    | 29    |                                |
| 9  | 神山線           | バス    | 14    | 集落が点在しているため、2台<br>で運行          |
| 10 | 五頭温泉郷線        | バス    | 14    |                                |
| 11 | 安田地域循環線       | バス    | 29    |                                |
| 12 | (予備車)         | バス    | 42    |                                |
| 13 | (予備車)         | バス    | 29    |                                |
| 14 | (予備車)         | 普通自動車 | 7     |                                |

## 9 運行計画

|    | 路線名     | 運行日 | 1日あたりの便数                               |
|----|---------|-----|----------------------------------------|
| 1  | 分田線     | 月～金 | 上り 8 便、下り 7 便                          |
| 2  | 千唐仁線    | 月～金 | 上り 3 便、下り 3 便                          |
| 3  | 江端線     | 月～金 | 上り 3 便、下り 4 便                          |
| 4  | 寺社線     | 月～金 | 上り 3 便、下り 4 便                          |
| 5  | 大室線     | 月～金 | 上り 4 便、下り 4 便                          |
| 6  | 駒林線     | 月～金 | 上り 4 便、下り 6 便                          |
| 7  | 前山線     | 月～金 | 上り 4 便、下り 4 便                          |
| 8  | 折居大日線   | 月～金 | 上り 4 便、下り 4 便                          |
| 9  | 神山線     | 月～金 | 上り 5 便、下り 5 便                          |
| 10 | 安田地域循環線 | 月～金 | A:外回り 2 便、内回り 2 便<br>B:外回り 2 便、内回り 2 便 |
| 11 | 五頭温泉郷線  | 月～金 | 上り 1 便、下り 1 便                          |

## 10 路線又は営業区域の休廃止等

なし

## 11 運行主体の選定

阿賀野市

※運転業務及び運行管理業務については、業者に委託する。

## 12 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

|   | 事務所名        | バス | 普通自動車 | 合計 |
|---|-------------|----|-------|----|
| 1 | (株)新和旅行     | 1  |       | 1  |
| 2 | (株)宇尾野設計・機工 | 3  |       | 3  |
| 3 | 五頭タクシー(株)   | 1  |       | 1  |
| 4 | あがのタクシー(株)  | 2  |       | 2  |
| 5 | (有)白鳥タクシー   | 2  |       | 2  |
| 6 | (株)佐藤モータース  | 2  |       | 2  |
| 7 | 阿賀野市        | 2  | 1     | 3  |
|   | 合 計         | 13 | 1     | 14 |

## 13 運転者に求められる要件

道路運送法施行規則第 51 条の 16 に定める者としています。

第二種運転免許を受け、かつ免許停止中ではない者、もしくは第一種運転免許を受け、かつ過去 2 年以内に免許停止がない、次のいずれかの者

A. 国土交通大臣認定講習修了者

B. 自家用自動車運転士専門校サービス士科修了者

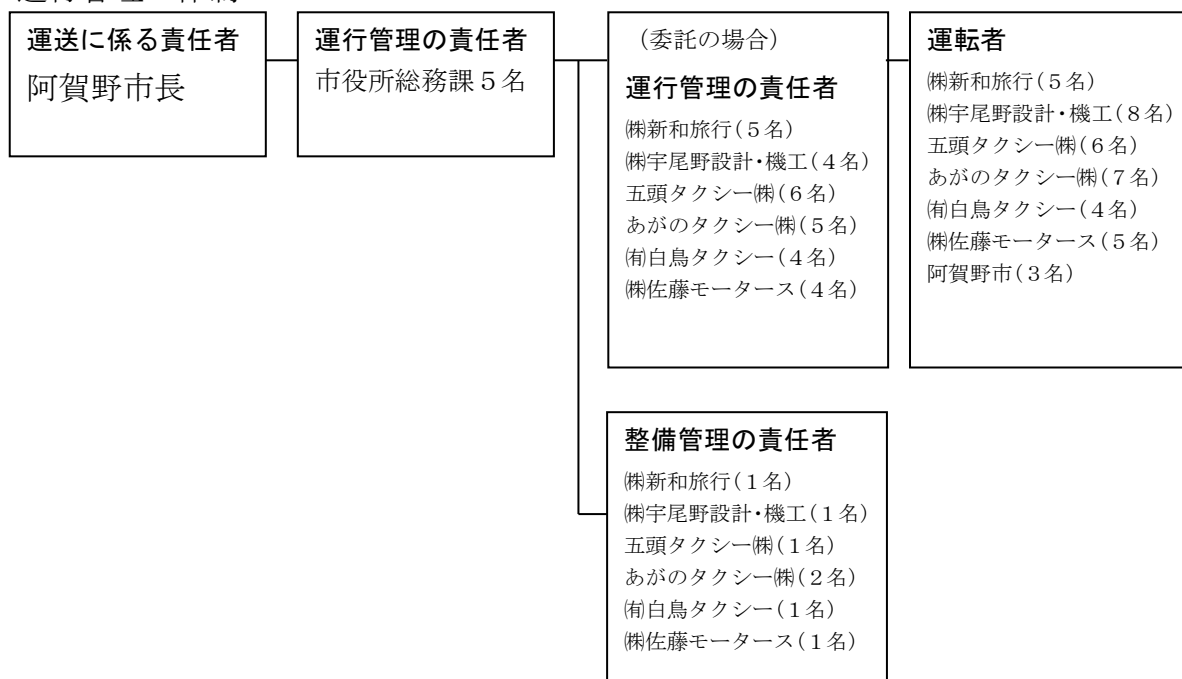
## 14 損害賠償措置

一定の損害賠償措置（対人 8,000 万円、対物 200 万円）が必要とされておりますが、市営バス運行に関しては、市営バス運行の受託業者において対人・対物とも無制限の保険に加入しています。

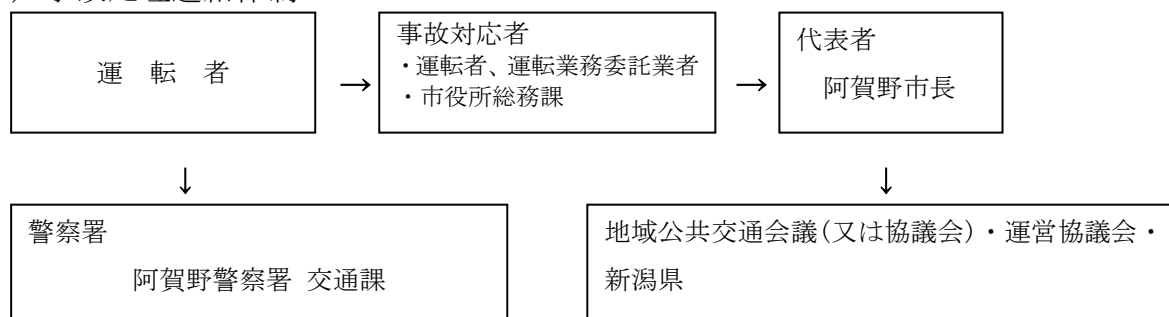
## 15 運行管理・整備管理・事故時・苦情処理の連絡体制

### (1) 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統

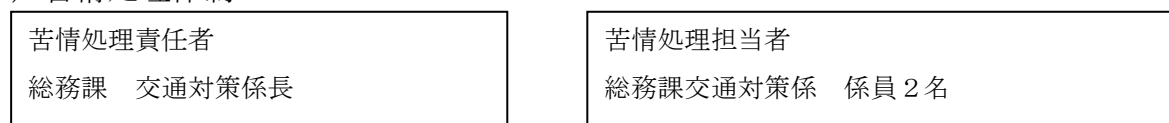
#### 運行管理の体制



### (2) 事故処理連絡体制



### (3) 苦情処理体制



## 16 協議（合意）事項の事後報告に関する取扱い（平成 19 年度～）

新規バス路線の運行を計画する場合、次の(1)～(7)について、地域公共交通会議での協議が必要である。ただし、既に協議が調っている場合（既に運行している場合）においては、運行回数、運行時刻等、次のイ～ニのような軽微な変更に限って、次回地域公共交通会議への事後報告事項とする。

- |                         |             |
|-------------------------|-------------|
| (1) 運行の態様               | (2) 運賃および料金 |
| (3) 事業計画（路線、営業区域、使用車両等） | (4) 運行計画    |
| (5) 路線または営業区域の休廃止等      | (6) 運行主体の選定 |
| (7) その他必要と認められる措置       |             |

### イ 運行回数の変更

- ① 路線沿線の地域住民等の要望により変更する場合。
- ② 路線沿線の小中学校の要望により変更する場合。

### ロ 運行時刻の変更

- ① 路線沿線の地域住民等の要望により変更する場合。
- ② 路線沿線の小中学校の要望により変更する場合。
- ③ J R 羽越本線のダイヤに合わせて変更する場合。
- ④ 学校の始業・終業時刻に合わせて変更する場合。

### ハ 運行経路の変更

- ① 道路改良等により変更する場合。
- ② 既存の停留所を廃止することなく変更する場合。
- ③ 路線沿線の地域住民等の要望により変更する場合。
- ④ 路線沿線の小中学校の要望により変更する場合。

### ニ 停留所の設置（又は廃止）

- ① 現行路線の運行経路を変更することなく停留所を設置（廃止）する場合。
- ② 路線沿線の地域住民等の要望により運行経路を変更し、停留所を設置（廃止）する場合。
- ③ 路線沿線の小中学校の要望により運行経路を変更し、停留所を設置（廃止）する場合。